

第一回 参議院労働委員会會議録 第十九号

付託事件
 ○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第一五十二號)
 ○失業手帳法案(内閣送付)
 ○失業保険法案(内閣送付)
 ○企業再建整備法の施行に関する陳情(第三四十三號)
 ○労働基準法第四十條の特例に関する陳情(第三四十四號)
 ○労働者教育充實に関する陳情(第四百四十五號)
 ○職業安定法改正手帳即時支給並びに越冬衣具特別配給に関する請願(第四百五號)
 ○税務職員の特遇改善に関する請願(第四百二十一號)
 ○別府市の勤務地手帳地域給を特地上引上げることに関する陳情(第五百三十號)
 ○税務職員の特遇改善に関する陳情(第五百四十一號)
 ○税務職員の特遇改善に関する請願(第四百五十五號)
 ○雪害地手帳支給に関する請願(第四百六十五號)
 ○税務職員の特遇改善に関する請願(第四百八十三號)
 ○各縣吏員の暫定加給國庫補助等に関する陳情(第五百六十三號)

昭和二十三年十一月十三日(木曜日)午後三時三十分開會
 ○本日の會議に付した事件
 ○職業安定法附帯決議に関する件
 ○請願及び陳情に関する小委員設置の件

第八部 労働委員会會議録第十九号 昭和二十三年十一月十三日(参議院)

○失業保険法案
 ○失業手帳法案
 ○委員長(原虎一君) それでは大體お待たせいたしました。只今から委員会を開會いたします。昨日の委員会におきまして附帯決議の取消が決定いたしました。つきましては栗山委員からこれに関する意見の開陳をいたしたいというお申出でありますから、これを許可いたします。

○栗山委員 昨日の委員会におきまして、職業安定法案に対する附帯決議が取消に相成りました。その取消の理由をいたしましては、附帯決議の重要性はこれを十分確認されたのであります。更に強力的な措置を講ずべきものであるとせられたことと了承いたしておるのであります。従つて今後本會議の決議をするか、或いは法律を修正するか、とにかく附帯決議以上の効果のある方法を將來考慮しようというのであつたわけでございます。私はこの意味で取消を了とし、これに賛成をいたしました一人であります。申すまでもなく附帯決議は、法案の審議の過程におきまして明らかにせられたところの重要な問題が集約せられたところの重要な問題であります。附帯決議の有無に拘わらず、政府におかれましては十分にその意向を尊重し行政の面に反映せらるべきものであると存じます。

題の措置に關しましては以上申述べました通りでございますが、私は念のため討論の場合に各委員から開陳せられた意見の中で附帯決議の中に盛り込んでおりました重要事項について、ついで意見を申述べたい、こう考へるのであります。

その第一點は職業安定所の施設の改善、職員の待遇向上等を圖るための豫算の獲得の問題であります。安定法案の第五十五條によりますれば、必要な費用は國庫が支辨しなければならぬ、こういうことに相成つております。然るに労働基準法或いは職業安定法によつて設立されたところの地方の行政機構をみますると、極めて豫算が輕少でありまして、設備の問題にいたしましても或いは職員の待遇に至りますまで、非常に事欠いておりまして、行政の運営に多大な支障を現存しておるのであります。私はこのためにすでに一部においてはこの基準法或いは安定法によつて、設置せられるところの政府機關が少くとも厳正中立的な國民に奉仕するところの機關でなければならぬのに、一部の國民からの寄附を仰ぎまして、或いはこれによつて性格を歪められるというふうな事態がすでに例として二、三擧げられておるのであります。誠に遺憾であると思ひますから、これを責めるのである、十分なる豫算を法律に定める通り

りに國家が支辨いたしましたして、そうして名實ともに國民に奉仕するところの機關を造り上げるように御協力願ひたい、こういうことでございます。

それから第二點をいたしましては、職業安定所におきまして窓口の婦人求職者のための専門の窓口を設けまして、そうして特にその窓口には婦人の職員を配置いたしましたして、その年齢紹介の經驗等を十分に働かしたしまして、婦人の持つところの特別な求職に對しまして、懇切丁寧な十分その目的を達するよう措置せられるべきものであると考へるのであります。

第三點をいたしましては、この職業安定法案の二十條に労働争議に関する不介入の條文があるのであります。この條文の適用に當りまして労働争議、同盟罷業、又は作業所閉鎖、そういうた紛争が起きておきます所、或いは起る虞れのあるような所に對しては職業の紹介をしないという趣旨のものでございますが、この争議が起るおとが、或いは起る虞れがあるとか、そういうた問題は安定所も常に注意を拂われまして情報を蒐集せられるのであります。けれども、やはりこれは自發的にその事實を事業主が安定所に通報する、そういう途を講ずることが當然であると思ひますので、この運用に當りましては同盟罷業又は作業所閉鎖が行われた場合には、事業主は職業安定所に對してその事實を通報するよう政府において實際上の措置を講じて頂きたい、こういうことなのであります。

次に第四點であります。職業指導所の補給金その他の問題は二十七條に掲げられております。併しこの職業指導所の職員の選び方或いは設備の萬端、更に補導所で使用するところの資材の獲得、工具の完備、その他擧げますればきりのない程に、一つの工場を建設する程までいろいろな面において頭を使わなければならないのであります。その職業指導所の運営の當否はやはり職業安定に最も大きな關係を有するものであります。故に、政府におきましては十分に注意を拂わなければならないのであります。分けても今後國民の完全雇傭の立場からいたしましてならば、産業の合理化と結び付きますとも労働者の職場轉換というふうなことも恐らく考えられなければならないと思ひます。そういうときに職業指導所の持つところの使命は極めて重大でありますので、その内容の充實につきましては特に關心を拂われないといふことなのであります。

最後に無料の労働者供給事業を行います者が今後組合の書記局の職員になるというふうな形をとりまして、表面供給業者としての姿を消しまして、實質的に脱法行為によりまして事實上中間搾取を行うというふうなことがありましては、この第四十五條の法の精神にも悖ることでありまして、職業安定法案とは直接の關連は持たないのであります。關係法案或いはその運用において十分の注意を拂わ

りて國家が支辨いたしましたして、そうして名實ともに國民に奉仕するところの機關を造り上げるように御協力願ひたい、こういうことでございます。

それから第二點をいたしましては、職業安定所におきまして窓口の婦人求職者のための専門の窓口を設けまして、そうして特にその窓口には婦人の職員を配置いたしましたして、その年齢紹介の經驗等を十分に働かしたしまして、婦人の持つところの特別な求職に對しまして、懇切丁寧な十分その目的を達するよう措置せられるべきものであると考へるのであります。

第三點をいたしましては、この職業安定法案の二十條に労働争議に関する不介入の條文があるのであります。この條文の適用に當りまして労働争議、同盟罷業、又は作業所閉鎖、そういうた紛争が起きておきます所、或いは起る虞れのあるような所に對しては職業の紹介をしないという趣旨のものでございますが、この争議が起るおとが、或いは起る虞れがあるとか、そういうた問題は安定所も常に注意を拂われまして情報を蒐集せられるのであります。けれども、やはりこれは自發的にその事實を事業主が安定所に通報する、そういう途を講ずることが當然であると思ひますので、この運用に當りましては同盟罷業又は作業所閉鎖が行われた場合には、事業主は職業安定所に對してその事實を通報するよう政府において實際上の措置を講じて頂きたい、こういうことなのであります。

次に第四點であります。職業指導所の補給金その他の問題は二十七條に掲げられております。併しこの職業指導所の職員の選び方或いは設備の萬端、更に補導所で使用するところの資材の獲得、工具の完備、その他擧げますればきりのない程に、一つの工場を建設する程までいろいろな面において頭を使わなければならないのであります。その職業指導所の運営の當否はやはり職業安定に最も大きな關係を有するものであります。故に、政府におきましては十分に注意を拂わなければならないのであります。分けても今後國民の完全雇傭の立場からいたしましてならば、産業の合理化と結び付きますとも労働者の職場轉換というふうなことも恐らく考えられなければならないと思ひます。そういうときに職業指導所の持つところの使命は極めて重大でありますので、その内容の充實につきましては特に關心を拂われないといふことなのであります。

最後に無料の労働者供給事業を行います者が今後組合の書記局の職員になるというふうな形をとりまして、表面供給業者としての姿を消しまして、實質的に脱法行為によりまして、事實上中間搾取を行うというふうなことがありましては、この第四十五條の法の精神にも悖ることでありまして、職業安定法案とは直接の關連は持たないのであります。關係法案或いはその運用において十分の注意を拂わ

れまして、嚴重にかつたとき方法が
なくたり、その根柢を期せられますよ
身に嚴重な取締を要望したいので
あります。以上の各点につきまして補
足意見を申述べて討論の追加といし
たいと思つております。

○委員長(原虎一君) 續いて労働委員
會に付託されました請願並びに陳情が
ございます。専門調査員から報告いた
します。

○専門調査員(芝田義彦君) 請願とし
ては五件入つております。その件名
だけをざつと讀み上げます。一、積雪
寒冷越冬手当即時支給並びに衣具特別
配給に關する請願、二、税務職員の特
遇改善に關する請願、三、税務職員の特
遇改善に關する請願、四、雪害地手
當支給に關する請願、五、税務職員の特
遇改善に關する請願、この五つであ
ります。

陳情といしましては七件入つてお
りまして、一、労働基準法の適用除外
規程設定に關する陳情、二、企業再建
整備その他に關する陳情、三、労働
基準法第四十條の特例に關する陳情、
四、労働者教育充實に關する陳情、
五、別府市の勤務地手當地域給を特地
に引上げることに関する陳情、六、税
務職員待遇改善に關する陳情、七、各
縣縣吏員の暫定加給庫補助等に關す
る陳情、この七つであります。

○委員長(原虎一君) 只今報告いたし
ました陳情並びに請願につきまして
は、特別委員七名を擧げて處理いた
したいと思いますか、いかがでしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原虎一君) 御異議なきもの
と認めます。委員の選出につきまし
ては、委員長から御指名いたしますこ
とをお許し願えますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(原虎一君) 御異議なきと思
ひまして指名申上げます。山田委員、
千葉委員、深川委員、堀委員、竹下委
員、松井委員、栗山委員、以上七名の方
にお願ひいたします。委員長はこの七
名の方によつて互選あつてよいと思ひ
ます。さう決定いたしましたよよろし
うございますか。別に御異議もござい
ませんから、委員長は小委員によつて
互選ということにいたしましたと思ひま
す。速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長(原虎一君) それでは速記を
生かして……
○政府委員(上山顯君) 前に中野委員
から失業保険法の第六條の當然被保險
者から除外されます者、それから第十
條の日雇等の臨時労働者につきまし
て、その人数が大體どのくらいあつた
かというお尋ねがあつたのでございま
して、後程資料を以ちましてお答えし
ておきます。大體遅れておりますが、
この機會にお答えさして頂きたいと思
ひます。

先ず第六條の當然被保險者に漏れて
おります者で労働基準法に掲げられて
おります者の人数でございしますが、
土木建築業が七十六萬五千人、農林業
が十萬六千人、畜産業が三万人、水産業
が三萬八千人、映畫演劇が二萬五千
人、通信業が三十四萬六千人、教育研
究調査が五十一萬七千人、醫療衛生が
十五萬二千人、接客業、料理飲食店旅
館等でございますが、それが十一萬三
千人、合計二百六萬九千人になつてお
ります。これは昭和二十一年六月末の

年次勤勞統計調査による数字でござい
ます。それから後の關係がございます
ので、尙附加えて申しますと、この中
には日雇等の臨時的の勞務者も含まつ
ております。それから尙農林業、畜産
業、水産業の従業者につきましては、
これは企業的な經營體のものだけでご
ざいまして、即ち農林關係の會社の事
務員でございすとか、或いは企業的
に經營されておりますものの實際の農
業労働者でございまして、普通の農家
に下男として雇われておるといふ家庭
的のものは含まれておりません。それ
からも一つ通信業三十四萬六千人の
中で、官吏が殆ど大部分を占めまし
て、三十四萬人までは官吏でありま
す。それから教育研究調査の中の教育
調査五十一萬七千人の中、これも官公
立學校が非常に大きな部門を占めま
して、四十二萬九千人までは官公立關係
でございす。以上が第六條に關連し
ましてのお答であります。

次に第十條の關係をいたしまして、
日雇等の臨時労働者の数でございす
が、これは實は正確な数は統計の数字
に現われていないのでございまして、
推定でございす。約百一萬と推定
いたしております。それから先刻申上
げましたように、第六條の當然適用か
ら除外されていると申上げた二百萬の
中には、臨時労働者も入つております
ので、その数がダブつておりますこと
を御承知願ひたいと思ひます。以上で
ございす。

○委員長(原虎一君) 中野委員にお伺
いたしました。今、この答辯について發
言よろしくございすか。
○中野重治君 結構でございす。
○委員長(原虎一君) それでは速記を

止めて下さい。

午後三時五十七分速記中止

午後四時二十分速記開始

○委員長(原虎一君) 速記を始めて。
本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十一分散會

出席者は左の通り。

理事 原 虎一君

委員 堀 末治君
小川 久義君
栗山 良夫君

赤松 常子君
千葉 信君
川村 松助君
紅露 みつ君
深川タマエ君
早川 慎一君
櫻積眞六郎君
中野 重治君
岩間 正男君

國務大臣 米窪 滿亮君

労働事務局長 上山 顯君

労働事務局長 芝田 義彦君

労働事務局長 安定局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長

労働事務局長